

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 野牛ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域周辺には、住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている可能性がある。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 3 事業実施想定区域の北西部には、ハンノキ、ヤナギ、ヨシ群落等の湿性の植物群落が存在しており、当該区域は鳥類等の動物の繁殖場所として重要な役割を有している可能性が高いほか、地盤も安定していないことから、これらを考慮した上で対象事業実施区域の見直しを行うこと。
- 4 事業実施想定区域には、保安林、自然度の高い植生等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生等を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 5 事業計画の熟度が高まった段階で、工事の実施による動物、植物及び生態系への影響が考えられる場合には、環境影響評価方法書以降において、環境影響評価項目に選定すること。
- 6 事業実施想定区域周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域周辺の他事業について情報収集すること。
- 7 事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設

備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。